

高齢者・障害者
福祉

70歳以上の方や障がいのある方へ バス・鉄道・タクシーの乗車券などを交付

高齢者や障がいのある方の外出支援や公共交通の利用促進を目的に、公共交通の乗車券などを交付します。

▼申請方法

4月初旬に対象者へ交付申請書を郵送します。必要事項を記入の上、〈表1〉の交付日時・会場に持参してください。障がいのある方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健

福祉手帳もあわせてお持ちください。なお、代理の方でも申請できます。

▼交付内容

▼申請期間

4月6日(木)～令和6年3月29日(金)

▼注意事項

乗車券などの交付は年度ごとに1回です。払い戻しや再発行、交換はできません。

<表1>交付日時・会場

新型コロナウイルス対策のため、**申請者の住所ごとに日時・会場を設定しています。**詳しくは、郵送する案内をご覧ください。

▶時間 ①午前9時～正午、②午後1時～4時

月日	時間	会場
4月6日(木)	①、②	市民活動センター
4月7日(金)	①、②	吉川支所
	①、②	
4月10日(月)	①、②	緑が丘町公民館
4月11日(火)		志染町公民館
4月12日(水)	①	自由が丘公民館
4月13日(木)	①、②	自由が丘公民館
4月14日(金)		
4月17日(月)	①	吉川町公民館
4月18日(火)	①、②	別所町公民館
4月19日(水)	①	細川町公民館
4月20日(木)	①、②	青山公民館
4月21日(金)	①	三木南交流センター
4月24日(月)～ 5月2日(火) (平日のみ)	①、午後1時～4時 30分	市役所 3階みつきいホール
5月13日(土)	①	

●4月21日(金)まで、市役所での交付はできません。

●4月24日(月)以降は市役所各担当窓口および吉川支所で交付を受けられます(平日のみ)。

<表2>交付内容

名称 (交付申請書の色)	①バス・鉄道・タクシーの乗車券など〔白色〕	②バス・鉄道・タクシーの乗車券など〔水色〕	③神戸電鉄福祉パス(利用促進カード)〔黄色〕
対象	70歳以上の方 (昭和29年4月1日までに生まれた方)	70歳未満で次の手帳のいずれかの交付を受けている方 ・第1種身体障害者手帳 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級	①または②の対象に該当する方
内容	次の中から1人1枚(冊)を選択 ・ニコパカード引換券 ・ニコパカードチャージ券 ・神戸電鉄回数券	・タクシー利用助成券 ・神姫バス回数券 ・神姫ゾーンバス回数券	神戸電鉄全線が8日分乗り放題
負担金	500円 (令和4年度住民税非課税の方は負担金なし)	500円	2,900円
問い合わせ・申請先	(市)福祉課	(市)障害福祉課	(市)交通政策課

高齢者
福祉

免許証を返納された方に乗車券などを交付

自主的に運転免許証を返納した高齢者の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、1万円相当の公共交通乗車券などを交付します(1回限り)。

▶対象者 市内に住所がある65歳以上で、運転免許証を自主返納後1年以内の方

▶申請方法 運転免許証を警察に自主的に返納した際に発行される「申請による運転免許証の取消通知書」または「運転経歴証明書」を12ページ〈表1〉の交付日時・会場に持参し

てください。なお、代理の方でも申請できます。

▼乗車券の種類

次の6種類から5冊選べます(組み合わせ自由)。

- ・ニコパカード引換券
- ・ニコパカードチャージ券
- ・神戸電鉄回数券
- ・タクシー利用助成券
- ・神姫バス回数券
- ・神姫ゾーンバス回数券

問・申請(市)福祉課

福祉タクシー初乗り運賃を助成

市と契約しているタクシー会社(乗車券裏面に記載)を利用する場合には、初乗り運賃を助成します。

▶対象者 市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級・2級
 - ・療育手帳A判定
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ▶乗車券などの種類 次のいずれかを年度ごとに1人1冊交付します。
- ・福祉タクシー券

・リフト付きタクシー券

▶有効期限 令和6年3月31日(日)

▶申請方法 4月初旬に対象者へ交付申請書を郵送します。必要事項を記入の上、12ページ〈表1〉の交付日時・会場に持参してください。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳もあわせて持参してください。なお、代理の方でも申請できます。

問・申請(市)障害福祉課

障害者
福祉

はり・きゅう・マッサージ等施術所利用券を交付

身体に障がいのある方が、指定施術所ではり・きゅう・マッサージ・あんま・指圧の施術を受ける場合に、費用の一部を助成します。



▶対象者 市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている方

結婚50年目を迎える夫婦に祝い状と記念写真を贈ります。

申請後、記念写真撮影券を郵送します。券に記載の指定写真店で撮影してください。

▶申請場所 市役所 3階福祉課

▶対象 市内在住の夫婦で昭和49年以前に結婚し、この制度を利用していない方

高齢者福祉 金婚夫婦に祝い状・記念写真を贈呈

問・申請(市)福祉課

市内に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている方

問・申請(市)障害福祉課

1回当たり1,500円を助成する利用券を年間12回交付(利用できる施術所は利用券に記載)

▶有効期限 令和6年3月31日(日)

▶申請方法 12ページ〈表1〉の交付日時・会場または市役所3階障害福祉課に身体障害者手帳を持参してください。

